



鳥取県公報

令和元年 12 月 3 日 (火)
第 9 1 5 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (383) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (384) (〃) 2
	農地法施行令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算定方法の廃止 (385) (経営支援課) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (386) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (387) (〃) 3
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (24) 3
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (2 件) (技術企画課) 3
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 11

告 示

鳥取県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よだか診療所	米子市道笑町一丁目111	令和元年11月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目1-15	令和元年10月1日
オレンジ薬局	米子市福市1723-9	〃

鳥取県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
オレンジ薬局	米子市福市1723-9	令和元年9月30日
たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目1-15	〃

鳥取県告示第385号

昭和46年鳥取県告示第621号（農地法施行令第2条第1項前段の算定方法に代わるべき算定方法について）は、令和元年12月3日限り廃止する。

令和元年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月3日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
日本調剤株式会社	日本調剤昭和町	倉吉市昭和町二丁	令和元年11月22	令和元年11月30	居宅療養管理指

社	薬局	目156	日	日	導
---	----	------	---	---	---

鳥取県告示第387号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月3日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
日本調剤株式会社	日本調剤昭和町薬局	倉吉市昭和町二丁目156	令和元年11月22日	令和元年11月30日	介護予防居宅療養管理指導

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第24号**

若桜町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年12月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

施設の名称	所在地
旧若桜学園小学校春米分校	八頭郡若桜町大字春米120

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県インフラ維持管理システム構築に係るプロジェクトマネジメント業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

(4) 業務の履行場所

鳥取県本庁舎その他の鳥取県が指定する場所及び受注者の事業所

(5) 入札方法

ア 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す参加表明書その他の書類を令和元年12月16日（月）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければならない。

イ 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（課税事業者に限る。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又はその他の委託等の監査・コンサルティングのいずれかに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年12月10日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 過去10年以内に国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）において、システムの構築（再構築を含む。）に係る基本方針書の策定並びに基本計画書及び基本設計書の作成の業務又はこれらの支援業務（調達書類の作成若しくは監修、調達・契約締結支援又はプロジェクト管理支援）を元請けとして受託した実績を有すること。

カ 本件業務の履行期間中、次の(ア)から(ウ)までの全ての履行体制を確保すること。

(ア) 本件業務の総括責任者（以下「プロジェクトマネージャー」という。）として、過去10年以内に国、都道府県又は指定都市において、システムの構築（再構築を含む。）に係る基本方針書の策定並びに基本計画書及び基本設計書の作成の業務又はこれらの支援業務（調達書類の作成若しくは監修、調達・契約締結支援又はプロジェクト管理支援）に従事した経験を有する者を、本件業務に配置すること。

(イ) プロジェクトマネージャーには、PMI（Project Management Institute）のPMP（Project Management Professional）又は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「ITストラジスト」、「プロジェクトマネージャー」若しくは「システム監査技術者」の認定資格のいずれか1以上を保有している者を配置すること。

(ウ) プロジェクトマネージャーの指揮の下に、本件業務に従事する者（以下「プロジェクト従事者」という。）として、システムの構築（再構築を含む。）に係る基本方針書の策定並びに基本計画書及び基本設計書の作成の業務又はこれらの支援業務（調達書類の作成若しくは監修、調達・契約締結支援又はプロジェクト管理支援）に従事した経験を有する者を、本件業務の遂行に支障がないよう適切に配置すること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ク 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

- ア 構成員は、(1)のアからウまでの全てに該当すること。
- イ 次の競争入札参加資格の業種区分のいずれかに構成員の1以上の者が登録されていること。
- (ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良
- (イ) その他の委託等の監査・コンサルティング
- なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年12月10日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- ウ 構成員の1以上の者が(1)のオの実績を有すること。
- エ 共同企業体として、(1)のカの履行体制を確保できること。
- オ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- カ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- キ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- ク 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資比率
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 取引金融機関
- (サ) 解散後のかし担保責任
- (シ) その他必要な事項

ケ 構成員は、鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部技術企画課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部技術企画課

電話 0857-26-7410

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、令和元年12月3日(火)から令和2年1月15日(水)までの間にインターネットのホームページ(https://www.pref.tottori.lg.jp/gi_jutsukikaku)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和元年12月3日(火)から令和2年1月15日(水)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年

鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和2年1月15日(水)午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

令和2年1月15日(金)午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和元年12月16日(月)の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書等の評価及び入札価格の総合評価により行う。

- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、前項による総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とすることがある。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和元年11月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required :

Project management services for the creation of the Tottori Prefectural Infrastructure Operation and Maintenance System : 1 set

- (2) Deadline for submission of application for qualification and other documents as outlined in the instructions to bidders : 5 :00 PM, December 16, 2019

- (3) Deadline for submission of bids, project proposals, and other related documents : 5 :00 PM, January 15, 2020

- (4) Please Contact : Division of Planning and Disaster Prevention, Department of Land Management, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7410

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

- (1) 業務の名称及び数量

鳥取県工事監理システム構築に係るプロジェクトマネジメント業務 一式

- (2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

(4) 業務の履行場所

鳥取県本庁舎その他の鳥取県が指定する場所及び受注者の事業所

(5) 入札方法

ア 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す参加表明書その他の書類を令和元年12月16日(月)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければならない。

イ 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書(以下「企画提案書等」という。)を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

ウ 入札者は原則として、消費税額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること(課税事業者に限る。)。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

エ 落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又はその他の委託等の監査・コンサルティングのいずれかに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和元年12月10日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 過去10年以内に国、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)において、システムの構築(再構築を含む。)に係る基本設計書の作成業務又はその支援業務(調達書類の作成若しくは監修、調達・契約締結支援又はプロジェクト管理支援)を元請けとして受託した実績を有すること。

カ 本件業務の履行期間中、次の(ア)から(ウ)までの全ての履行体制を確保すること。

(ア) 本件業務の総括責任者(以下「プロジェクトマネージャー」という。)として、過去10年以内に国、都道府県又は指定都市において、システムの構築(再構築を含む。)に係る基本設計書の作成業務又はその支援業務(調達書類の作成若しくは監修、調達・契約締結支援又はプロジェクト管理支援)に従事した経験を有する者を、本件業務に配置すること。

(イ) プロジェクトマネージャーには、PMI(Project Management Institute)のPMP(Project Management Professional)又は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の「ITストラジスト」、「プロジェクトマネ

ージャー」若しくは「システム監査技術者」の認定資格のいずれか1以上を保有している者を配置すること。

(ウ) プロジェクトマネージャーの指揮の下に、本件業務に従事する者（以下「プロジェクト従事者」という。）として、システムの構築（再構築を含む。）に係る基本設計書の作成業務又はその支援業務（調達書類の作成若しくは監修、調達・契約締結支援又はプロジェクト管理支援）に従事した経験を有する者を、本件業務の遂行に支障がないよう適切に配置すること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ク 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のアからウまでの全てに該当すること。

イ 次の競争入札参加資格の業種区分のいずれかに構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) その他の委託等の監査・コンサルティング

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年12月10日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員の1以上の者が(1)のオの実績を有すること。

エ 共同企業体として、(1)のカの履行体制を確保できること。

オ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

カ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

キ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

ク 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

ケ 構成員は、鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部技術企画課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部技術企画課

電話 0857-26-7410

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、令和元年12月3日(火)から令和2年1月15日(水)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/gijutsukikaku>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和元年12月3日(火)から令和2年1月15日(水)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和2年1月15日(水)午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

令和2年1月15日(水)午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和元年12月16日(月)の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書等の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、前項による総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とすることがある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和元年11月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Project management services for the creation of the Tottori Prefectural Construction Supervision system : 1 set

(2) Deadline for submission of application for qualification and other documents as outlined in the instructions to bidders : 5 :00 PM, December 16, 2019

(3) Deadline for submission of bids, project proposals, and other related documents: 5 :00 PM, January 15, 2020

(4) Please Contact : Division of Planning and Disaster Prevention, Department of Land Management, Tottori Prefectural Government 1 -220 Higashi-machi, Tottori-shi Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7410

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1

項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

X線マイクロアナライザ貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 業務期間

ア 履行期間

契約日から令和9年8月31日（火）まで

イ 借入物品の納入期限

令和2年8月31日（月）

ウ 借入物品の貸借期間及び保守期間

令和2年9月1日（火）から令和9年8月31日（火）まで（84月間）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（84月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者貸借方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の理化学機器、光学機器、計測機器のいずれか及び機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検並びにその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）

第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年12月16日（月）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 本件調達公告に示した物品を1の（4）のイの期限までに納入場所に納入することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の理化学機器、光学機器、計測機器のいずれか及び機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年12月16日（月）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課審査出納係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で令和元年12月3日（火）から同月9日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年1月24日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月23日（木）午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に令和元年12月17日（火）午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した1月当たりの単価に84を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に84を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : X-ray Microanalyzer, 1 set

(2) December 17, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) January 24, 2020 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

January 23, 2020 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
-271 Higashi-machi Tottori-shi Tottori 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110